



募集する施設の一つ「新穂高センター」

## 公共サービスの担い手

# 募集 指定管理者

平成28年4月から平成33年3月までの5年間（特選館あじかは4年間）、公共施設の管理や運営を民間事業者などにお任せする指定管理者の募集を下記のとおり行います。

### 指定管理者を募集する施設

募集期間 9月1日(火)～10月13日(火)

グループ番号	施設の名称	利用料金制	募集範囲	問合せ先
1	高山市荒城農業体験交流館 (国府町八日町)	有	市内	農務課 ☎35-3141
2	特選館あじか (国府町金桶)	有	市内	観光課 ☎35-3145
3	久々野ふるさと公園 (久々野町無数河)	有	市内	都市整備課 ☎35-3176
	女男滝公園 (久々野町渚)			
4	新穂高センター (奥飛驒温泉郷神坂)	無	市内	観光課 ☎35-3145

利用料金制…施設の使用料を指定管理者の収入とする制度  
募集範囲…応募団体の主たる事業所（本社・本店など）の所在地

### 応募の対象や選定の流れ

指定管理者に応募することができるのは、企業やNPO法人などの団体で、法人格の有無は問いません。また、複数の団体がグループとなって応募することもできます。ただし、個人が応募することはできません。

応募者は、申請書や事業計画書、収支予算書などを提出します。提出された提案内容は、民間の有識者も加わった選考委員会で審査され、もっとも適すると認められる候補者を選定。その後、市議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

募集要項や申請書などの詳細は各担当課までお問い合わせください。

問合せ先 管財課 ☎35-3135



## 山桜神社火の見櫓 景観重要建造物に指定

市では、山桜神社火の見櫓（本町2）を7月27日、景観重要建造物に指定しました。

この制度は、地域の自然や歴史、文化などからみて、景観上優れた外観を持つ建造物を景観重要建造物に指定し、その所有者に対して修理などの支援を行うことで、良好な景

観の保存と活用を図るものです。

指定した山桜神社の火の見櫓は、明治年代に建造されたといわれる木造の火の見櫓で、昭和7年に現在の場所に移築されました。神社南側社殿の建物上に櫓が組まれており、櫓部分の高さは7m。頭部には半鐘が吊るされた宝

形造の見張小屋があります。神社の絵馬市とともに親しまれており、商店街のシンボルとして地域の景観形成に貢献しています。

今回の指定により、市の景観重要建造物は7件となりました。

問合せ先 都市整備課  
☎35-3176